

令和 7 年 5 月
練 馬 区

「練馬区立美術館・貫井図書館再整備事業」に関する 『サウンディング型市場調査』を実施します

～実施要領～

練馬区では、既存の練馬区立美術館・貫井図書館・練馬区立東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬）を解体し、新たな練馬区立美術館・貫井図書館として改築するとともに、隣接する練馬区立美術の森緑地を改修する再整備事業に取り組んでいます。

現在、「練馬区立美術館・貫井図書館再整備事業」に関する実施設計を進めており、令和 11 年度の開館を目指し、令和 8 年度には施工会社を選定のうえ、本体工事に着手したいと考えています。

この度、施工会社選定に先立ち、「サウンディング型市場調査（アンケート調査）」（以下「本調査」という。）を実施しますので、是非ご参加ください。

※ 本調査は、練馬区が委託している「練馬区立美術館・貫井図書館再整備事業に係るコンストラクション・マネジメント業務」の受託事業者である明豊ファシリティワークス株式会社が実施します。

1 調査の名称

「練馬区立美術館・貫井図書館再整備事業」に係る施工会社選定に向けた『サウンディング型市場調査』

2 サウンディング対象者

練馬区内外の総合建設業務、電気設備業務または機械設備業務を行っている事業者

3 調査の目的

本調査は、今後予定している「練馬区立美術館・貫井図書館再整備事業」における施工会社選定の参考とすること、また施工会社の選定方法や工事費、工期、公募条件等について、発注者とサウンディング対象者の相互理解を深め、施工会社がより参加しやすい公募条件を整理することを目的としています。

4 事業概要

事業名	練馬区立美術館・貫井図書館再整備事業
事業内容	練馬区立美術館・貫井図書館の改築 練馬区立美術の森緑地の改修
建設場所	東京都練馬区貫井一丁目 36 番
建物規模	敷地面積：約 4,090 m ² （緑地（公園）面積：約 1,894 m ² ） 建築面積：約 3,270 m ² 延床面積：約 9,076 m ² 容積対象床面積：約 8,178 m ² 駐車台数：6 台 （車いす使用者用駐車場 1 台、一般駐車場 5 台）
業務範囲	練馬区立美術館・貫井図書館の改築 練馬区立美術の森緑地の改修
事業期間（予定）	令和 7 年度 実施設計完了 令和 7 年度 解体工事着手 令和 8 年度 本体工事着手 令和 11 年度 本体工事完了 令和 11 年度 開館

※ 令和 6 年 11 月時点の中間の概算工事費は約 109 億円となります。

※ 建物規模や事業期間について、今後の状況により変更となる可能性があります。

5 実施方法

- (1) 本調査への参加を希望される事業者は、**令和 7 年 5 月 19 日（月）**までに以下の提出先に電子メールをお送りください。

【提出先アドレス】 nx_nrm_bt_sounding@ml.meiho.co.jp

【メー ル 件 名】 練馬区立美術館・貫井図書館再整備事業に関する
サウンディング型市場調査参加希望

【メー ル 本 文】 「会社名」、「担当者名」、「連絡先」を記載してください。

- (2) 電子メールをお送りいただいた事業者に対し、明豊ファシリティワークス株式会社（受託事業者）からアンケートサイト（Microsoft Forms）の URL を返信しますので、回答（回答期限：令和 7 年 6 月 9 日（月））をお願いします。

6 スケジュール

実施要領の公表日	令和7年5月12日（月）
参加申込みの受付期間	令和7年5月12日（月）～5月19日（月）
アンケートの回答期間	令和7年5月12日（月）～6月 9日（月）

7 その他

(1) 参加の取扱い

本調査への参加実績は、今後の公募等の条件になることはなく、公募時に優位性を持つものではありません。また、本調査への回答が本事業の受注に影響を及ぼすことはありません。

(2) 当サウンディング型市場調査に関する経費

資料作成費を含め、本調査への参加に要した経費は、参加された事業者の負担でお願いします。

(3) 本調査結果の公表

本調査の結果（概要）を公表する場合は、公表前に参加された各事業者を確認し、了解を得たうえで公表します。

なお、参加された各事業者の名称・調査結果・ヒアリングの内容を公表することや第三者へ提供することはありません。

(4) 参加除外条件

つぎのいずれかに該当する場合は、本調査に参加することができません。

（ア） 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（イ） 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立がなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続きの申立がなされている者でないこと。

（ウ） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号による暴力団及び第6号に規定する暴力団関係者でないこと。